

福祉の里センター条例（平成4年岩手県条例第17号）第6条第2項の規定により、岩手県立福祉の里センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1から表3までに掲げる額（多目的ホール又は会議室等を使用する場合において附属の設備を使用するときにあっては、表1又は表2に掲げる額に表4に掲げる額を加算した額）

表1 多目的ホールの利用料金

区 分			利用料金	
			貸切使用	個人使用
			1時間までごとに	1人4時間までごとに
入場料等を徴収しない場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合		円 790	円 70 (10人以上の団体の場合にあっては、1人4時間までごとに30円)
	その他の催しに使用する場合		4,000	
入場料等を徴収する場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合		1,620	
	その他の催しに使用する場合	興行として行うものでない場合	6,020	
		興行として行うものである場合	12,040	

備考 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

表2 会議室等の利用料金

区 分	単 位	利用料金
会議室	1時間までごとに	円 520
研修室A	1時間までごとに	330
研修室B	1時間までごとに	240
研修室C	1時間までごとに	520
研修室D	1時間までごとに	240
大広間1	1時間までごとに	240
大広間2	1時間までごとに	240
大広間3	1時間までごとに	240
工芸室	1時間までごとに	360

表3 宿泊室の利用料金

単 位	利用料金	
	心身障害者及びその介護を行う者、65歳以上の者並びに小学校児童及び中学校生徒	その他の者
1日までごとに	420円	780円

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

2 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

表4 附属の設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金	
		社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催しに使用する 場合
放送設備（屋外用）	1式1時間までごとに	円 223	円 570
机	1台5時間までごとに	30	70
椅子（1人用）	1脚5時間までごとに	20	40
16mm映写機（スクリーン付き）	1式1時間までごとに	30	70
スライド映写機（スクリーン付き）	1式1時間までごとに	50	103
茶道具セット	1式1時間までごとに	70	124
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	30	
バレーボール用具	1式1時間までごとに	30	
バドミントン用具	1式1時間までごとに	30	
卓球用具	1式1時間までごとに	50	
ゲートボール用具	1式1時間までごとに	50	
アキュラシー用具	1式1時間までごとに	30	
インディアカ用具	1式1時間までごとに	30	
オリエンテーリング用具	1式1時間までごとに	30	
グラウンドゴルフ用具	1式1時間までごとに	30	
クロリティー用具	1式1時間までごとに	30	
ゲートゴルフ用具	1式1時間までごとに	30	
シャフルボード用具	1式1時間までごとに	30	
ソフトバレーボール用具	1式1時間までごとに	30	
ターゲット・バードゴルフ用具	1式1時間までごとに	30	
ディスクゴルフ用具	1式1時間までごとに	30	
トランポビクス用具	1式1時間までごとに	30	
ピロピロ用具	1式1時間までごとに	30	
ビーンボウリング用具	1式1時間までごとに	30	
フリーテニス用具	1式1時間までごとに	30	
フリーブロー用具	1式1時間までごとに	30	
ペタンク用具	1式1時間までごとに	30	
ボックスホッケー用具	1式1時間までごとに	30	
ユニカール用具	1式1時間までごとに	30	
ローンボウルス用具	1式1時間までごとに	30	

2 利用料金の適用年月日

令和7年4月1日